

地域再生計画

1 地域再生計画の名称
石川県本社機能立地促進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体
石川県

3 地域再生計画の区域
石川県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 石川県の地域産業の特徴

本県は、人口 1,132,526 人(令和 2 年国勢調査)、県内総生産額 4 兆 4,882 億円(令和 3 年石川県県民経済計算)、製造品出荷額 2 兆 8,017 億円(令和 4 年経済構造実態調査)等が、全国比で約 1 %となっている。地域産業の特徴は、産業全体に占める製造業の比率が高く、全産業に占める製造業の事業所数の割合は、全国平均 8.0%に対して本県は 11.2%(令和 3 年経済センサス)となっている。製造品出荷額の構成比を見ると、製造業の中では繊維産業と機械産業の割合が全国平均に比べて高くなっている。繊維産業については、撚糸等の糸加工から織物・編物、染色加工、縫製に至る川中工程の企業が揃っており、本県の合繊織物生産量は 216,806 千㎡(令和 3 年生産動態統計調査)と全国シェアトップクラスの 25%を占め、合繊織物産地を形成している。機械産業については、建設機械や繊維機械、工作機械等の生産用機械分野において国際的な競争力を有する機械メーカーと、これらを支える機械加工、溶接、鋳造、鍛造等の幅広い分野にわたる協力企業群が存在している。また、平成 22 年度以降、半導体や液晶パネル等、電子部品産業の進出、増設が相次いでおり、電子部品産業が新たな基幹産業として位置づけられている。

本県は大きく加賀地区と能登地区に分けられ、加賀地区は株式会社小松製作所を初めとした国際的な機械メーカーが立地し、それを支える鋳造、鍛造、板金、溶接といった幅広い加工分野にわたる優れた人材を有する協力企業が集積している。また、電子部品産業分野の企業の立地も進んでいる。一方、能登地区は、昭和 25 年をピークに一貫して人口が減少しているが、志賀町の能登中核工業団地を中心に製造業が集積しているほか、合成繊維の国内シェアトップ企業等、高い技術力を誇る繊維企業が集積している。

産業集積が進む一方で、本県の人口は、平成 17 年の国勢調査を境に初めて減少に転じ、直近の令和 2 年の国勢調査では総人口 1,132,526 人と 5 年間で約 21,482 人減少している。また、令和元年度学校基本調査及び令和 5 年度に本県が実施し

た UI ターン就職状況調査では、本県の高校を卒業し大学に進学した学生の約 5.5 割が県外大学に進学し、そのうち卒業時には約 4.5 割が県外就職する等、若者の流出が続いている。人口減少に歯止めをかけるためには、若者をはじめとする多くの人の希望にかなう魅力的な雇用の場を創出することが重要であり、そのためには、企業の研究開発部門や管理部門等の本社機能の立地を図ることで、更に良質で多様な働く場の創出につなげることが不可欠である。

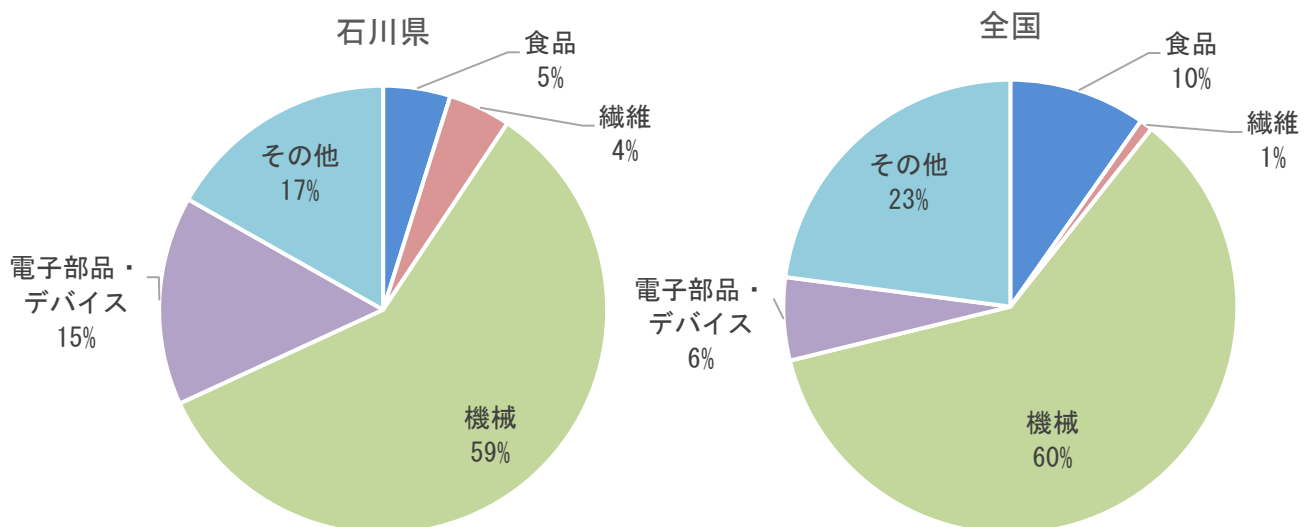
石川県の産業別の特化係数

GDP特化係数				製造業中分類特化係数			
農林水産業	0.97	情報通信業	0.69	食料品	0.62	はん用・生産用・業務用機械	1.75
鉱業	0.60	金融・保険業	0.85	繊維製品	6.11	電子部品・デバイス	2.65
製造業	1.09	不動産業	1.10	パルプ・紙・紙加工品	0.33	電気機械	0.75
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1.08	専門・科学技術、業務支援サービス業	0.90	化学	0.79	情報・通信機器	0.96
建設業	1.10	公務	0.99	石油・石炭製品	0.03	輸送用機械	0.38
卸売・小売業	0.87	教育	1.17	窯業・土石製品	1.04	印刷業	1.61
運輸・郵便業	0.82	保健衛生・社会事業	1.08	一次金属	0.39	その他の製造業	0.94
宿泊・飲食サービス業	1.23	その他のサービス	0.99	金属製品	1.20		

(R1 内閣府国民経済計算、R1 石川県県民経済計算)

※特化係数は、県の産業別構成比を全国の産業別構成比で除して算出する。1.00 を超えると全国平均よりも特化していることを示す。

品目別製造品出荷額割合



4-2 インフラの整備 (交通)

平成 27 年 3 月の北陸新幹線開業により、本県は、東京と 2 時間 30 分で結ばれ首都圏とのアクセスが大幅に向上した。また、令和 6 年 3 月の県内全線開業により、大阪、名古屋とも 2 時間で結ばれ関西圏、中京圏とのアクセスも良好である。

また、県内道路網については、北陸自動車道と平成 26 年 3 月末に無料化されたのと里山海道が地域高規格道路で接続され、南北に長い県土の一体化が図られている。そして、高速道路、空港や港湾等の交流基盤の連携強化を図るため、追加インターチェンジやアクセス道路の整備を進めている。さらには、東海北陸自動車道が平成 20 年 7 月に全線開通し中京圏へのアクセスが向上し、更には平成 27 年 2 月には能越自動車道七尾氷見道路が全線開通したことで、能登半島と中京圏が結ばれ輸送インフラの充実が進み、交流人口の拡大や経済交流の増加により能登地区の活性化が期待できる。

加えて、本県には小松空港と、のと里山空港の 2 つの空港があり、小松空港は国内主要都市 4 カ所との定期路線があるほか、台北、ソウル、上海との国際便や日本海側では唯一の欧米向け貨物専用機が就航している。のと里山空港には羽田空港から毎日 2 便が運航しており、能登地区と首都圏とのアクセスも良好である。

また、金沢港と七尾港の 2 つの重点港湾があり、金沢港は日本海側拠点港として、国際海上コンテナ及び、外航クルーズ機能の充実に向けて港湾整備が進んでいる。七尾港は、エネルギー・木材加工基地として位置づけられている。

(高等教育機関、支援機関)

高等教育機関として、北陸先端科学技術大学院大学、金沢大学、金沢工業大学等をはじめ 19 の機関が設置されている。人口当たりの学校数は全国第 1 位、生徒数は全国第 3 位(令和 5 年学校基本調査)であり、産業界への優秀な人材供給や共同研究を通じた企業の技術の高度化に大きく貢献している。

本県では、全県的な中小企業支援機関である石川県産業創出支援機構を全国に先駆けて平成 11 年に設置し、産学官連携による研究開発・新商品開発支援、受注・販路開拓等を行ってきた。その他にも、石川県商工会議所連合会や石川県中小企業団体中央会、各種業界団体が、県内企業の経営相談、研究開発、販路開拓及び人材育成を支援している。また、技術開発や試験を行う工業試験場や、新複合材料研究開発センター、北陸 StarBED 技術センターが立地している。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

のと里山海道の無料化や金沢港の整備、北陸新幹線開業等、交通インフラの整備による充実した交通アクセスや高等教育機関の集積をアピールし、リスク分散

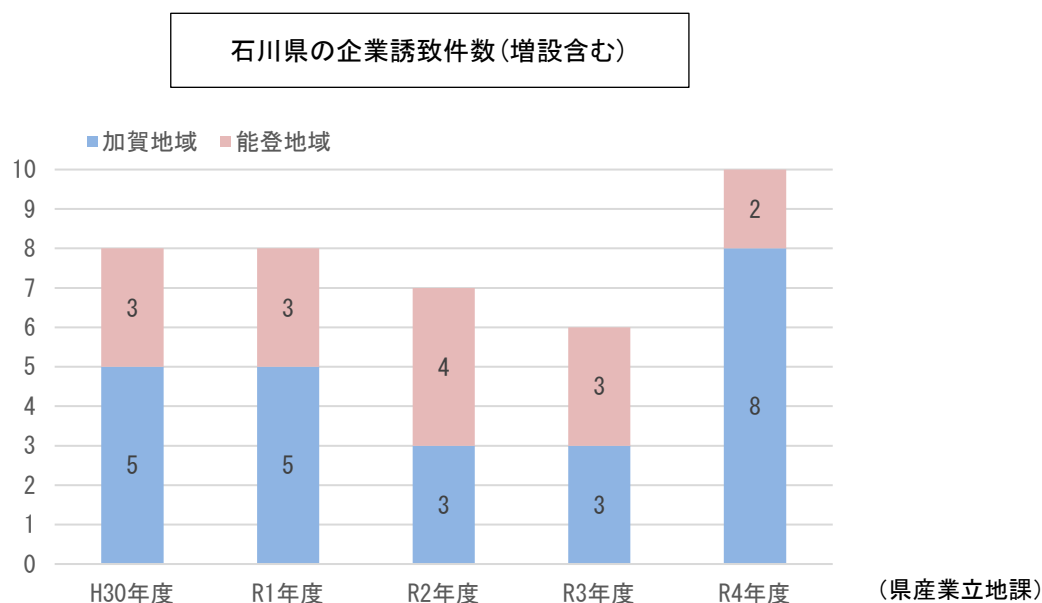
や拠点集約化を進める企業をターゲットに企業誘致に取り組んできた。

その結果、加賀地区においては、東レ株式会社（炭素繊維プリプレグ）、日機装株式会社（医療機器、電子部品）、日本ガイシ株式会社（自動車排ガス浄化用部品）等の立地が進んでいる。

能登地区においては、地元企業の高い技術力や優秀な人材を評価して、NTN 株式会社（ベアリング）が、4つの生産拠点を立地したほか、のと里山海道の無料化を契機に株式会社モンベル（アウトドア用品）が物流拠点を立地、能登の里山里海が世界農業遺産に認定され、地域のブランドイメージが高まったこともあり、株式会社ミスズライフ（ブナシメジの植物工場）が立地した。

（今後の見通し）

令和3年度にパワー半導体を製造する加賀東芝エレクトロニクス株式会社が生産拠点の拡充、令和4年度に化学製品等を製造する株式会社ワイエムシィが開発拠点の拡充を決定する等、今後は、新たな生産拠点の立地のみならず、既存の生産拠点に伴う開発拠点や本社機能の移転、域内企業の事業拡大が期待されるところである。



4-4 地域再生計画の目標

企業の立地環境を整備することにより、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、地域における雇用の創出等を図ることを目標とする。

目標1 雇用の創出

企業の本社機能の新規立地や事業拡大により、本社機能に従事する常時雇用者を560人創出する。

目標2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数

移転型事業の認定件数 4件

拡充型事業の認定件数 24件

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を促進するため、本県と 19 市町が一体となり、工業団地の確保や情報提供等、企業の新規立地等に関する支援体制の構築や、立地に伴う初期投資の負担を軽減する補助制度、学生の地元就業を促進するための就職説明会の開催等を実施する。これらの取組により、企業の本社機能の移転や県内企業の本社機能拡充に伴う新規立地等を推し進める。

5-2 特定政策課題に関する事項

特になし

5-3 第5章の特別措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例
(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)【A3005】

(2) 地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町の一部区域（別紙1のとおり）

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町の一部区域（別紙2のとおり）

(3) 地方活力向上地域の設定について

本県は、繊維産業や機械産業、電子部品産業の高い技術力を持つ企業が集積するという特徴を有している。これまで、工業団地の造成や交通インフラの整備、全国でもトップクラスの企業立地助成制度の整備を進め企業誘致の取り組んでおり、株式会社小松製作所が研修施設や購買機能を移転したほか、日機装株式会社が深紫外線 LED の試作ラインを設置している。今後においても、産業集積、交通インフラの整備、技術支援や人材供給の拠点となる高等教育機関の集積が進んでいることから、東京からの移転が期待される地域である。

拡充型事業の対象地域は、金沢市を中心に 100 万人規模の経済圏を形成している地域であり、澁谷工業株式会社、中村留精密工業株式会社、高松機械工業株式会社をはじめとする機械工業、小松マテーレ株式会社、丸井織物株式会社をはじめとする繊維工業、EIZO 株式会社、株式会社アイ・オー・データ機器をはじめとす

る電子部品工業が数多く立地する等域内企業の成長が見込まれる地域である。

当該地域の能登地区、加賀地区は、本県を南北に結ぶ、のと里山海道、北陸自動車道、国道８号に沿ってあるほか、金沢港が国際コンテナ拠点として、七尾港が、木材輸入拠点として、それぞれの役割分担の下整備される等、自然的社会的経済的に一体性を有するものである。

また、加賀地区には、金沢大学や北陸先端科学技術大学院大学等、18校の高等教育機関や工業試験場、能登地区にはポリテクカレッジ、石川工業高等専門学校が立地する等、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要とされる人材の供給や、繊維、機械産業等の研究開発等を推進する事業環境が整っている。

加えて、能登地区には、臨空産業団地（輪島市）、能登中核工業団地（志賀町）、羽咋北部工業団地（羽咋市）等があり、加賀地区には、金沢テクノパーク（金沢市）、旭工業団地（白山市）、小松鉄工団地（小松市）がある等、すでに一定の産業集積が形成されており、それぞれ、本県による、地域未来投資促進法に基づく重点促進地域に位置づけられており、今後、誘致企業による研究開発拠点の新規立地をはじめ、域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

石川県の市町別人口、昼夜間人口比率、人口当たりの事業所数

	人口 (R2 国勢調査)	昼夜間人口比率 (H22 国勢調査)	人口当たりの 事業所数 (R3 経済センサス)
石川県	1,132,526	100.2	0.0501
金沢市	463,254	108.0	0.0538
七尾市	50,300	103.8	0.0621
小松市	106,216	101.2	0.0503
輪島市	24,608	100.4	0.0657
珠洲市	12,929	101.1	0.0727
加賀市	63,220	96.7	0.0539
羽咋市	20,407	98.1	0.0522
かほく市	34,889	90.8	0.0462
白山市	110,408	96.3	0.0412
能美市	48,523	92.4	0.0421
野々市市	57,238	93.5	0.0399
川北町	6,135	111.4	0.0411
津幡町	36,957	76.4	0.0290
内灘町	26,574	75.0	0.0306
志賀町	18,630	97.0	0.0536
宝達志水町	12,121	86.1	0.0375
中能登町	16,540	84.9	0.0411
穴水町	7,890	101.6	0.0700
能登町	15,687	95.6	0.0637

(4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

① 事業概要（移転型事業）

民間企業等により実施される東京 23 区から本社機能等の移転を伴う特定業務施設及びこれと併せて整備される特定業務児童福祉施設等の整備

実施期間：地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月 31 日

実施場所：上記（2）①に記載する移転型事業の対象地域

② 事業概要（拡充型事業）

民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域における特定業務施設及びこれと併せて整備される特定業務児童福祉施設等の整備

実施期間：地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月 31 日

実施場所：上記（2）②に記載する拡充型事業の対象地域

ロ 地方税の不均一課税制度の創設

①企業の本社機能等の移転、及び県内企業の本社機能等の拡充に伴う不動産取得税、事業税について不均一課税制度を創設する

実施主体：石川県

実施開始：平成 27 年度中～

②企業の本社機能等の移転、及び県内企業の本社機能等の拡充に伴う固定資産税について不均一課税制度を創設する

実施主体：七尾市、珠洲市、輪島市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町等

実施開始：平成 28 年課税分～

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

イ 工業団地等の情報提供や新たな工業団地の整備

①工業団地等の情報提供事業

事業概要：これまで工業団地の分譲状況や企業立地のための支援施策についてホームページやパンフレット、展示会等を通じて情報発信に取り組んでおり、引き続き実施していく。

実施主体：石川県、金沢市、小松市、白山市等

実施期間：平成 27 年 4 月～

②新たな工業団地の整備

事業内容：産業の集積をはかるため、新たな企業立地にむけて工業団地を造

成し分譲する。

実施主体：小松市、能美市、加賀市

実施時期：平成 27 年 10 月～

ロ ワンストップ相談窓口の設置

事業概要：新たな工場等の立地を行う企業の相談に加え、新たに本県に進出する誘致企業の移転従業員等の生活相談窓口として誘致企業生活支援サポートデスクを設置し、企業の立地のみならず、従業員の生活まで一貫した支援体制を構築しており、今後においても実施していく。

実施主体：石川県

実施期間：平成 23 年 4 月～

ハ 本社機能等立地促進補助金

事業概要：企業の本社機能等の移転及び県内企業の本社機能等の拡充に伴う設備投資に対する補助制度を設けている。

実施主体：石川県、県内各市町

実施期間：平成 27 年 4 月～

ニ IT・コンテンツ企業立地促進補助金

事業概要：IT・コンテンツ関連企業の立地に伴う設備投資に対する補助制度を設けている。

実施主体：石川県、県内各市町

実施期間：令和 2 年 4 月～

ホ 企業誘致産学連携研究開発補助金

事業概要：誘致企業の技術やノウハウを本県産業の活性化に活かすとともに、ひいては研究開発拠点の誘致につなげていくために、誘致企業と県内大学や県内企業の共同研究開発に対し助成する。

実施主体：石川県

実施期間：平成 27 年 4 月～

ヘ 人材確保の支援

事業概要：大学生等と企業とのマッチングの場を大幅に拡充するために、立命館大学や東海大学、神奈川大学等本県出身者の在学が多い大学と協定を結び、就職説明会や県内企業のインターンシップ（就業体験）、学内のセミナーや説明会等の情報を提供したり、東京や大阪で県内企業の合同説明会を実施する等、県外に進学した学生の県内 UI ターン就職を強化する。

事業主体：石川県

実施期間：平成 27 年 4 月～

ト 移住定住の支援

事業概要①：これまで、移住者に対して暮らしをスタートさせやすくするために、定住者の住居地域となる市町は、住宅取得支援や賃貸物件の家賃補助、UI ターン者に対する定住奨励金の支給のほか、独自の支援制度を設けており、今後においても実施していく。

事業主体①：石川県内全市町

事業期間①：平成 27 年 4 月～

事業概要②：NPO 法人ふるさと回帰支援センターや移住・交流情報ガーデンの場を活用した移住セミナー等を開催する等、県と市町が連携して取組を PR している。

事業主体②：石川県と県内全市町

事業期間②：平成 27 年 4 月～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4-4 に示す地域再生計画の目標については、本県が計画期間の年度毎に把握を行うとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

雇用創出人数は、認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備された特定業務施設で従事する常時雇用者数の増加人数とする。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標1 雇用創出人数	80人	160人	240人	320人	400人	400人	400人	420人	420人	420人	480人	480人	480人	520人	520人	560人
うち加賀地区	60人	120人	180人	240人	300人	300人	300人	300人	300人	300人	360人	360人	360人	400人	400人	420人
うち能登地区	20人	40人	60人	80人	100人	100人	100人	120人	120人	120人	120人	120人	120人	120人	120人	140人
目標2 地方活力向上地域等特定 業務施設整備計画認定件数	4件	8件	12件	16件	20件	20件	20件	21件	21件	22件	24件	24件	24件	26件	26件	28件
()はうち移転型認定件数	(2件)	(2件)	(2件)	(2件)	(3件)	(3件)	(3件)	(4件)	(4件)	(4件)	(4件)	(4件)	(4件)	(4件)	(4件)	(4件)
うち加賀地区	3件 (1件)	6件 (1件)	9件 (1件)	12件 (1件)	15件 (2件)	15件 (2件)	15件 (2件)	15件 (2件)	15件 (2件)	16件 (2件)	18件 (2件)	18件 (2件)	18件 (2件)	20件 (2件)	20件 (2件)	21件 (2件)
うち能登地区	1件 (1件)	2件 (1件)	3件 (1件)	4件 (1件)	5件 (1件)	5件 (1件)	5件 (1件)	6件 (2件)	6件 (2件)	6件 (2件)	6件 (2件)	6件 (2件)	6件 (2件)	6件 (2件)	6件 (2件)	7件 (2件)

(指標とする数値の収集方法)

※加賀地区は、金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市

能登地区は、七尾市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

※目標 1 雇用創出人数は、石川県が年度毎に、認定事業者からの実施状況報告書により把握する。

※目標 2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数は、石川県が年度毎に把握する。

7－3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

目標の公表については、毎年度、達成状況を本県のホームページで公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし